

福島県立テクノアカデミー授業料等減免について

◇入学料

1 または 2 のいずれかに該当する方

- 1 激甚災害により著しく損害を受けた方
※激甚災害指定日等の条件あり

- 2 次の要件をすべて満たす方
 - (1) 国籍要件（日本国籍を有する等）
 - (2) 学業成績に関する要件（次のいずれかに該当）
 - ・ 高校等の評定平均値が 3.5 以上
 - ・ 入学試験の成績が上位 1/2 以上
 - ・ 高校卒業程度認定試験の合格者
 - ・ 学修計画書（指定様式）による学習意欲を確認できること。
 - (3) 家計の経済状況に関する要件
 - ア 収入基準（市町村民税の所得割で判定）
 - ・ 生活保護、住民税非課税の世帯
 - ・ 住民税非課税に準ずる世帯
 - イ 資産基準
 - ・ 学費負担者 2 人の場合⇒2, 000万円未満
 - ・ 学費負担者 1 人の場合⇒1, 250万円未満

※高等学校卒業程度認定試験合格者の方は別途要件がありますのでお問合せください。

◎ 入学前（入学前年1月～入学年3月31日）の家計急変により2の要件を満たす方も該当します。

事由例）災害等による被災、新型コロナウイルス感染症に係る事由など

◇授業料

1 または2のいずれかに該当する方

1 天災、火災等の災害により著しく損害を受けた方
※被災された日等の条件あり

2 次の要件をすべて満たす方

(1) 国籍要件（日本国籍を有する等）

(2) 学業成績に関する要件

ア 1年生（次のいずれかに該当）

- ・ 高校等の評定平均値が3.5以上
- ・ 入学試験の成績が上位1/2以上
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者
- ・ 学修計画書（指定様式）による学習意欲を確認できること。

イ 2年生（次のいずれかに該当）

① 平均成績等が上位1/2以上

② a、bのいずれにも該当すること

a 標準時間数を修了していること

b 学修計画書（指定様式）による学習意欲を確認できること。

(3) 家計の経済状況に関する要件

ア 収入基準（市町村民税の所得割で判定）

- ・ 生活保護、住民税非課税の世帯
- ・ 住民税非課税に準ずる世帯

イ 資産基準

- ・ 学費負担者2人の場合⇒2,000万円未満
- ・ 学費負担者1人の場合⇒1,250万円未満

※高等学校卒業程度認定試験合格者の方は別途要件がありますのでお問合せください。

◎家計急変（事由発生：原則、家計急変から3か月以内）により2の要件を満たす方も該当します。

事由例）災害等による被災、新型コロナウイルス感染症に係る事由など

●詳細内容、御不明な点下記までお問い合わせください。

・ お問合せ先

福島県産業人材育成課 電話 024-521-7829